

公布された規則のあらまし

佐賀県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則（規則第7号）

- 1 帰住に係る旅費及び扶養親族移転料を請求する場合の請求書の様式を定めることとした。（様式第3号関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、令和元年8月1日から施行することとした。

佐賀県県税条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第8号）

- 1 自動車税の環境性能割及び種別割が創設されることに伴い、佐賀県県税条例施行規則ほか2規則について、所要の改正を行うこととした。
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、一部の規定を除き、令和元年10月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第9号）

- 1 調査票情報の提供に係る手続等を定めることとした。（第4条、第13条及び第22条関係）
- 2 知事等が委託に応じて行うことができる統計の作成等の要件に、高等学校等における教育の用に供することを追加することとした。（第15条関係）
- 3 知事等が講じなければならない作成した匿名データを適正に管理するために必要な措置等を定めることとした。（第21条関係）
- 4 知事等が匿名データを提供することができる統計の作成等の要件に、高等学校等における教育の用に供することを追加することとした。（第24条関係）
- 5 調査票情報等の提供を受けた者が講じなければならない情報を適正に管理するために必要な措置を定めることとした。（第30条関係）
- 6 その他所要の改正を行うこととした。
- 7 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第10号）

- 1 個人番号を利用することができる事務のうち、生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務ほか1事務について、その具体的事項を追加することとした。（第2条及び第5条関係）
- 2 個人番号を利用することができる事務のうち、療育手帳の交付に関する事務ほか2事務について、その具体的内容を定めることとした。（第4条、第6条及び第7条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。